

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
社会保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	(社)全国銀行協会 東京都千代田区丸の内3-1	1010005016782	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	-	-	-	-	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	(社)全国地方銀行協会 東京都千代田区内神田3-1-2	6010005017636	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	-	-	-	-	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	(社)第二地方銀行協会 東京都千代田区三番町5番地	7010005018658	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	-	-	-	-	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	信金中央金庫 東京都中央区八重洲1-3-7	3010005002392	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	-	-	-	-	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	全国信用協同組合連合会 東京都中央区京橋1-9-5	2010005002303	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	-	-	-	-	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	㈱商工組合中央金庫 東京都中央区八重洲2-10-17	9010001120408	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	-	-	-	-	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	農林中央金庫 東京都千代田区大手町1-2-1	2010005004002	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	-	-	-	-	単価契約

【機密性2情報】

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
社会保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	労働金庫連合会 東京都千代田区神田駿河台2-5-15	7010005002125	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	—	—	—	—	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	㈱ゆうちょ銀行 東京都千代田区丸の内2-7-2	5010001112730	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	(社)全国銀行協会 東京都千代田区丸の内3-1	1010005016782	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	(社)全国地方銀行協会 東京都千代田区内神田3-1-2	6010005017636	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	(社)第二地方銀行協会 東京都千代田区三番町5番地	7010005018658	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	信金中央金庫 東京都中央区八重洲1-3-7	3010005002392	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	全国信用協同組合連合会 東京都中央区区橋1-9-5	2010005002303	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	㈱商工組合中央金庫 東京都中央区八重洲2-10-17	9010001120408	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	—	—	—	—	単価契約

【機密性2情報】

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	農林中央金庫 東京都千代田区大手町1-2-1	2010005004002	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	労働金庫連合会 東京都千代田区神田駿河台2-5-15	7010005002125	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	榊ゆうちょ銀行 東京都千代田区丸の内2-7-2	5010001112730	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の納付受託事務の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	信金中央金庫 東京都中央区八重洲1-3-7	3010005002392	当該業務は、特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	1件につき10円	1件につき10円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の納付受託事務の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	全国信用協同組合連合会 東京都中央区京橋1-9-5	2010005002303	当該業務は、特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	1件につき10円	1件につき10円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の納付受託事務の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	農林中央金庫 東京都千代田区大手町1-2-1	2010005004002	当該業務は、特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	1件につき10円	1件につき10円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の納付受託事務の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	労働金庫連合会 東京都千代田区神田駿河台2-5-15	7010005002125	当該業務は、特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	1件につき10円	1件につき10円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の納付受託事務の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	東京都個人タクシ—国民年金事務組合 東京都中野区弥生町5-6-6	6011205000092	当該業務は、特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	1件につき10円	1件につき10円	100%	—	—	—	—	単価契約

【機密性2情報】

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
国民年金保険料の納付受託事務の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	国民年金基金連合会 東京都港区六本木6-1-21	3700150006616	当該業務は、特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	1件につき20円	1件につき20円	100%	—	—	—	—	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	㈱ファミリーマート 東京都港区芝浦3-1-21	9180001085915	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 65外 複数単価契約	@ 65外 複数単価契約	100%	—	—	—	—	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	ミニストップ㈱ 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	4010001030181	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 65外 複数単価契約	@ 65外 複数単価契約	100%	—	—	—	—	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	㈱セイコーマート 北海道札幌市中央区南9条西5-421	7430001008637	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 65外 複数単価契約	@ 65外 複数単価契約	100%	—	—	—	—	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	山崎製パン㈱ 東京都千代田区岩本町3-10-1	4010001008806	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 65外 複数単価契約	@ 65外 複数単価契約	100%	—	—	—	—	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	㈱セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8-8	1010001088181	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 65外 複数単価契約	@ 65外 複数単価契約	100%	—	—	—	—	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	㈱ローソン 東京都品川区大崎1-11-2	2010701019195	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 65外 複数単価契約	@ 65外 複数単価契約	100%	—	—	—	—	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	㈱ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	9240001010841	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 65外 複数単価契約	@ 65外 複数単価契約	100%	—	—	—	—	単価契約

【機密性2情報】

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	㈱しんきん情報サービス 東京都港区港南1-8-27 日新ビル	5010401013033	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 51外 複数単価契約	@ 51外 複数単価契約	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	三井住友カード㈱ 東京都江東区豊洲2-2-31	3120001082353	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	㈱日専連 東京都千代田区神田駿河台3-4	7010001020832	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	トヨタファイナンス㈱ 愛知県名古屋市中区牛島町6-1	8010601027383	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	ユーシーカード㈱ 東京都港区台場2-3-2	4010001095712	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	東急カード㈱ 東京都世田谷区用賀4-10-1	8011001016596	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	㈱ジャックス 東京都渋谷区恵比寿4-1-18	2440001001001	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	三井住友トラストクラブ㈱ 東京都中央区晴海1-8-10	9010701015972	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり7円	立替納付金額1,000円あたり7円	100%	—	—	—	—	単価契約

【機密性2情報】

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	㈱ジェーシービー 東京都港区南青山5-1-22	8010401050511	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり7円	立替納付金額1,000円あたり7円	100%	-	-	-	-	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	㈱オリエントコーポレーション 東京都千代田区麹町5-2-1	9010001070784	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100%	-	-	-	-	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	㈱オーシー 大分県大分市末広町2-3-28	7320001000687	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100%	-	-	-	-	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	協同組合エヌシー日商連 東京都港区芝公園3-5-8	9010405001955	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100%	-	-	-	-	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	イオンクレジットサービス㈱ 東京都千代田区神田錦町1-1	2040001079268	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり7円	立替納付金額1,000円あたり7円	100%	-	-	-	-	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	㈱クレディセゾン 東京都豊島区東池袋3-1-1	2013301002884	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100%	-	-	-	-	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	三菱UFJニコス㈱ 東京都文京区本郷3-33-5	8010001000016	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100%	-	-	-	-	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	㈱UCS 愛知県稲沢市天池五反田町1	2180001086250	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100%	-	-	-	-	単価契約

【機密性2情報】

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	ライフカード㈱ 神奈川県横浜市青葉区 荏田西1-3-20	3020001086810	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	楽天カード㈱ 東京都港区南青山2-6-21	2010701019377	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	SMBCファイナンスサービス(株) 愛知県名古屋市中区丸の内3-23-20	2180001070519	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	アメリカン・エクスプレス・インターナショナルInc 東京都港区虎ノ門4-1-1	8700150009366	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり7円	立替納付金額1,000円あたり7円	100%	—	—	—	—	単価契約
厚生年金基金の代行返上及び解散に係る責任準備金算定の事務等の事務委託	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	企業年金連合会 東京都港区芝公園2-4-1	1700150004794	当該業務については、法令の規定に基づき当該業務に必要な事務処理の権限を行使できる唯一の者であり、また、契約の必要性が認められることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	51,695,000	51,695,000	100%	—	—	—	—	—
官報公告の掲載 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-5	6010405003434	官報の編集、印刷及び普及事務については、独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号により、(独)国立印刷局の業務とされていることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	2,099,713	@ 847(税込)	100%	—	—	—	—	単価契約 — 予定調達総額 1,643,180円
新聞の購読 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	丸の内新聞㈱ 東京都千代田区日本橋 本石町4-3-11	1010005001594	新聞の販売価格は、原則として定価販売することとされているため、どの新聞販売店から購入しても価格は同一であること、新聞販売業者は配達地域が指定されており、指定外地域には配達できないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	朝日新聞、読売新聞 朝日新聞、読売新聞 毎日新聞4,300円 日本経済新聞 4,900円 産経新聞 3,400円 東京新聞 3,700円	朝日新聞、読売新聞 朝日新聞、読売新聞 毎日新聞4,300円 日本経済新聞 4,900円 産経新聞 3,400円 東京新聞 3,700円	100%	—	—	—	—	単価契約 — 予定調達総額 1,369,200円
文書の外部倉庫での保管及び集配等業務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	沼尻産業㈱ 茨城県つくば市榎戸783-12	5050001016036	本業務は、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第8号の規定に該当するため。	8,054,490	@ 49外 複数単価契約	100%	—	—	—	—	単価契約 — 予定調達総額 7,480,827円

【機密性2情報】

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
スマートフォンでのクレジットカード等決済代行アプリを利用した国民年金保険料の納付受託に係る委託業務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	ビリングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号	6010001139434	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に該当するため。	@ 58外 複数単価契約	@ 58外 複数単価契約	100%	—	—	—	—	単価契約
第三者型前払式支払手段による国民年金保険料の納付受託に係る委託業務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	ビリングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号	6010001139434	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に該当するため。	@ 58外複数単価契約	@ 58外複数単価契約	100%	—	—	—	—	単価契約
電子計算組織用装置の賃貸借及びプログラム・プログラムの使用権許諾並びに電子計算組織用装置等の導入撤去及び設置に関する契約 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	株式会社日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	17,137,158,791	17,137,158,791	100%	—	—	—	—	
タクシーの供給に関する請負契約	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月3日	①東京都個人タクシー協同組合 東京都中野区弥生町5-6-6 ②日個連東京都営業協同組合 東京都豊島区南大塚1-2-12 ③東都タクシー無線協同組合 東京都豊島区西池袋5-13-13 ④東京無線協同組合 東京都新宿区百人町2-18-12 ⑤チェッカーキャブ無線協同組合 東京都千代田区九段南4-8-13 ⑥日の丸自動車株式会社 東京都文京区後楽1-1-8 ⑦東京四社営業委員会 東京都中央区日本橋本町4-15-11	①6011205000092 ②2013305000538 ③7013305000491 ④3011105004428 ⑤5010005001475 ⑥4010001006660 ⑦1010001129530	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号(公募)	関東運輸局長の認可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金	関東運輸局長の認可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金	100%	—	—	—	—	単価契約 連名契約
年金業務システム(フェーズ2)に係る基本設計修正業務(基盤ソフトウェア・現行システム資産活用分)	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年4月26日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。(公募)	1,029,287,545	1,029,287,545	100%	—	—	—	—	

【機密性2情報】

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務(三日連携に係る手数料の変更による追加契約)	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年5月1日	イオンクレジットサービス 株 東京都千代田区神田錦町1-1	2040001079268	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額10,000円あたり108円	立替納付金額10,000円あたり108円	100%	-	-	-	-	単価契約
業態別規模別適用状況DVDの出力項目改善に伴うシステム開発にかかるソフトウェア提供サービス	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年5月29日	㈱エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	本調達は、現行システムである記録管理・基礎年金番号管理システムの本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者には帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改修等については第三者に対する利用許諾等は認められていないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの、並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	8,995,976	8,995,976	100%	-	-	-	-	
高齢年金請求動奨の適正化についてのシステム開発 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年5月29日	㈱日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	本調達は、現行システムである年金給付システムの本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者には帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改修等については第三者に対する利用許諾等は認められていないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの、並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	92,207,808	92,207,808	100%	-	-	-	-	
数理統計システムのサーバ更改に伴うハードウェア・市販ソフトウェアの賃貸借及び保守並びに被用者年金一元化統計サブシステムのシステム移行業務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年6月26日	㈱日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1 ㈱JECC 東京都千代田区丸の内3-4-1	7010001008844 2010001033475	予算決算及び会計令第99条の2 (不落随契)	268,301,093	264,594,000	98.62%	-	-	-	-	応札者2者
年金業務システム(フェーズ1)基本設計書の設計支援ツール移行業務一式(個人番号管理サブシステム分)	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年7月3日	㈱NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。(公募)	94,749,391	94,749,391	100%	-	-	-	-	
年金業務システム(フェーズ1)基本設計書の設計支援ツール移行業務一式(情報連携サブシステム分)	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年7月3日	㈱日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。(公募)	218,506,530	218,506,530	100%	-	-	-	-	

【機密性2情報】

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
年金業務システム(個人番号管理サブシステム(情報連携))の年金給付業務のデジタルワークフローの実現についてのシステム開発に係る設計・改修等業務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年7月11日	㈱日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。(公募)	184,052,088	184,052,088	100%	-	-	-	-	
基金代行返上業務における被保険者記録照会データ等のフォーマット変換プログラムの構築に伴うシステム開発にかかるソフトウェア提供サービス	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年7月11日	㈱NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	本調達は、現行システムである記録管理・基礎年金番号管理システムの本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者には帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改変等について第三者に対する利用許諾等は認められていないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの、並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	83,076,576	83,076,576	100%	-	-	-	-	
統計業務の改善にかかるシステム開発(R6.4稼働)	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年8月23日	㈱日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	本調達は、現行システムである年金給付システムの本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者には帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改変等について第三者に対する利用許諾等は認められていないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの、並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	15,337,476	15,337,476	100%	-	-	-	-	
住基情報を活用した今後の未加入対策及び国民年金適用助奨状の改善に伴うシステム開発にかかるソフトウェア提供サービス	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年9月5日	㈱NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	本調達は、現行システムである記録管理・基礎年金番号管理システムの本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者には帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改変等について第三者に対する利用許諾等は認められていないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの、並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	410,519,472	410,519,472	100%	-	-	-	-	
中・高等学校教育におけるライフプランと年金に関する教育教材の製作 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年9月5日	(株)baton 東京都品川区西五反田5-2-4 レキシントン・プラザ西五反田 11階	3020001102641	予算決算及び会計令第99条の2 (不落随契)	19,618,500	19,173,000	98%	-	-	-	-	応札者2者
数理統計システム(被用者年金一元化統計サブシステムを除く)のサーバ更改に伴うシステム移行業務一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年9月6日	㈱日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	37,044,513	37,044,513	100%	-	-	-	-	

【機密性2情報】

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
年金業務システム(フェーズ2)に係る設計・開発等(区分1:年金記録管理サブシステムに係る設計・開発業務 一式、区分2:保険料債権管理サブシステムに係る設計・開発業務 一式、区分4:データベース構築及びデータ移行業務 一式、区分5:基盤サブシステム(基盤ソフトウェア)に係る設計・開発業務 一式)	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年9月29日	株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。(公募)	83,901,177,360	83,901,177,360	100%	-	-	-	-	
社会保険六法(令和5年度版セット)の購入	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年9月29日	一般社団法人 全国社会保険協会連合会	7010405002831	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に該当するため。	1,062,600	1,062,600	100%	-	-	-	-	
スマートフォンでのクレジットカード等決済代行アプリを利用した国民年金保険料の納付受託に係る委託業務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年10月2日	ピリングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目2番2号	6010001139434	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に該当するため。	@ 58外 複数単価契約	@ 58外 複数単価契約	100%	-	-	-	-	
第三者型前払式支払手段による国民年金保険料の納付受託に係る委託業務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年10月2日	ピリングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目2番2号	6010001139434	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に該当するため。	@ 58外 複数単価契約	@ 58外 複数単価契約	100%	-	-	-	-	
国民年金保険料口座振替及びクレジット納付額通知書等の別送対応の改善に伴うシステム開発に係るソフトウェア提供サービス	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年10月3日	株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	本調達は、現行システムである記録管理・基礎年金番号管理システムの本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者には帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改変等について第三者に対する利用許諾等は認められていないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの、並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	31,120,496	31,120,496	100%	-	-	-	-	
高齢年金請求勧奨の適正化に係るソフトウェア提供サービス	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年10月3日	株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	本調達は、現行システムである記録管理・基礎年金番号管理システムの本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者には帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改変等について第三者に対する利用許諾等は認められていないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの、並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	24,689,104	24,689,104	100%	-	-	-	-	

【機密性2情報】

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
障害年金の年次処理等における年金支払額等の表示にかかるシステム開発一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年10月3日	榊日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	225,518,832	225,518,832	100%	—	—	—	—	
年金給付業務のデジタル化の促進に係るシステム開発一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年10月3日	榊日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	509,384,106	509,384,106	100%	—	—	—	—	
年金業務システム(個人番号管理、基盤サブシステム)の住基情報を活用した今後の未加入対策に係る設計・改修等業務一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年10月31日	榊NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。(公募)	137,243,535	137,243,535	100%	—	—	—	—	
年金業務システム(個人番号管理サブシステム(情報連携))の情報提供等記録の追記業務のオンライン化等に係る設計・改修等業務一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年11月27日	榊日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。(公募)	605,093,412	605,093,412	100%	—	—	—	—	
年金業務システム(個人番号管理サブシステム(情報連携))の住基情報を活用した今後の未加入対策に係る設計・改修等業務一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年11月30日	榊日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。(公募)	150,251,629	150,251,629	100%	—	—	—	—	
厚生年金保険料における徴収事務の業務改善に伴うシステム開発に係るソフトウェア提供サービス	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年12月6日	榊NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	本調達は、現行システムである記録管理・基礎年金番号管理システムの本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者に帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改変等について第三者に対する利用許諾等は認められていないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの、並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	78,199,880	78,199,880	100%	—	—	—	—	

【機密性2情報】

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
年金給付システム周辺サービスの機器等更改に伴うシステム開発	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年12月6日	㈱日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	715,631,994	715,631,994	100%	-	-	-	-	
記録管理・基礎年金番号管理システム利用契約(令和5年度国債分:MF及び収納支援・歳入金設備の継続利用)	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和5年12月25日	㈱NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。	5,260,961,200	5,260,961,200	100%	-	-	-	-	
年金証書等の作成・発送業務の効率化にかかるシステム開発 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和6年1月9日	㈱日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	92,329,776	92,329,776	100%	-	-	-	-	
公金受取口座登録法改正(新規裁定者)に係るシステム開発 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和6年1月9日	㈱日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	505,999,494	505,999,494	100%	-	-	-	-	
年金業務システム(個人番号管理サブシステム(情報連携))の年金給付業務のデジタル化の促進に係る設計・改修等業務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和6年1月23日	㈱日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。(公募)	521,564,824	521,564,824	100%	-	-	-	-	
年金業務システム(経過管理・電子決裁、個人番号管理、基盤サブシステム)に係る更改(アプリケーションソフトウェアの改修)、並びに更改に伴うアプリケーションソフトウェア移行業務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和6年2月6日	㈱NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。(公募)	2,588,748,930	2,588,748,930	100%	-	-	-	-	

【機密性2情報】

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
年金業務システム(個人番号管理サブシステム(情報連携)に係る更改(アプリケーションソフトウェアの改修)、並びに更改に伴うアプリケーションソフトウェア移行業務一式)	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和6年2月6日	㈱日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。(公募)	1,700,465,800	1,700,465,800	100%	—	—	—	—	
年金業務システム(経過管理・電子決裁、基盤サブシステム)の厚生年金保険適用業務における資格記録等の入力改善に係る設計・改修等業務一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和6年2月7日	㈱NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。(公募)	198,841,599	198,841,599	100%	—	—	—	—	
国家公務員共済組合法等の改正に伴う短時間労働者の適用拡大(短期給付)に伴うシステム開発に係るソフトウェア提供サービス	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和6年2月13日	㈱NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	本調達は、現行システムである記録管理・基礎年金番号管理システムの本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者には帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改修等について第三者に対する利用許諾等は認められていないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの、並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	379,505,280	379,505,280	100%	—	—	—	—	
年金給付業務のデジタル化の促進に伴うシステム開発に係るソフトウェア提供サービス	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和6年2月13日	㈱NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	本調達は、現行システムである記録管理・基礎年金番号管理システムの本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者には帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改修等について第三者に対する利用許諾等は認められていないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの、並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	170,870,392	170,870,392	100%	—	—	—	—	
オンラインビジネスモデルの実現に伴うシステム開発(事業所向けオンラインサービスの拡大)に係るソフトウェア提供サービス	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和6年3月13日	㈱NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	本調達は、現行システムである記録管理・基礎年金番号管理システムの本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者には帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改修等について第三者に対する利用許諾等は認められていないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの、並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	40,076,608	40,076,608	100%	—	—	—	—	
全国健康保険協会への適用拡大対象者フラグ追加提供に伴うシステム開発に係るソフトウェア提供サービス	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 樋口 俊宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和6年3月13日	㈱NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	本調達は、現行システムである記録管理・基礎年金番号管理システムの本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者には帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改修等について第三者に対する利用許諾等は認められていないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの、並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	33,804,672	33,804,672	100%	—	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。